

日南市水防計画

(令和3年度改定)

令和3年8月

宮崎県日南市

第1章 総 則

1 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、日南市の水防に関し、指定水防管理団体として管内各河川、海岸、ため池等の洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要綱を定め、水防活動の万全を期するものとする。

2 用語の定義

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

(2) 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。

(4) 水防警報

指定した河川、湖沼又は海岸について、国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認めるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(5) 洪水予報河川

2つ以上の都道府県にわたる河川、又は流域面積の大きい河川で、洪水により大きな損害が生ずるおそれがあるとして指定された河川で、気象庁長官と国土交通大臣が法第10条第2項に基づき、又は気象庁長官と知事が法第11条に基づき共同で洪水予報を発表する河川をいう。

(6) 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずる恐れがあるものとしてあらかじめ知事が指定した河川をいう。

(7) 水防団待機水位

河川の水位がこれ以上増水すると、その沿岸に何らかの災害が予想される水位であって、各河川の特定地点ごとに、あらかじめ知事が指定した水位(法第12条第1項で規定される通報水位)をいう。

(8) 氾濫注意水位

河川の水位が相当に上り、その沿岸において災害が発生しはじめるか、又は発生の可能性が強くなり、特に嚴重な水防警戒を要する水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ知事が指定した水位(法第12条第2項で規定される警戒水位)をいう。

(9) 避難判断水位

洪水予報河川・水位周知河川において、市が高齢者等避難を発令する判断の目安の一つとなる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ知事が指定した水位をいう。

(10) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位であり、市が行う避難指示の判断の目安となる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ知事が指定した水位（法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位）をいう。

(11) 重要水防箇所

洪水、津波又は高潮等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

3 水防責任

(1) 市の責任

管理区域内における水防を十分果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者、消防機関の長の責任

- ① 随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。
- ② 洪水、津波又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は知事から通報を受け、水位が水防団待機水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防要員を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。
- ③ 前記のほか、法及び水防計画に基づき必要な活動を行わなければならない。

(3) 関係機関の責任

① 県の責任

ア 宮崎県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導を行うとともに、水防能力の確保に努める責任を有する。

イ 洪水予報の通知を受けた場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

ウ 知事が指定した河川及び海岸等について、あらかじめ定めた基準に基づき、水防警報を発令しなければならない。

エ 水防警報を発したときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

② 気象庁長官(宮崎地方気象台長)の責任

気象の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般住民に周知させなければならない。

③ 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言を行なわなければならない。

(4) 一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後に津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

なお、津波を想定した水防団員のとるべき基本行動の指針について、別に定めることとする。

5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際、次の事項に配慮したうえで、水防団員自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときには、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織等

1 水防組織及び業務分担

水防組織及び業務分担は、別表1のとおりとする。

2 水防本部の設置及び時期

(1) 水防本部の設置及び時期

水防管理者は、洪水、津波又は高潮等のおそれがあることを自ら知り、又は宮崎県知事から水防警報の通知を受けたとき、その他水防上必要があると認めるときは、そのときから洪水、津波又は高潮等のおそれがなくなると認められるときまでの間、日南市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置し、本部事務所を日南市消防本部に置く。

(2) 災害対策本部との関係

水害に関して、日南市災害対策本部が設置された場合は、その一環として同時に水防本部が設置されたものとする。

3 水防要員の招集

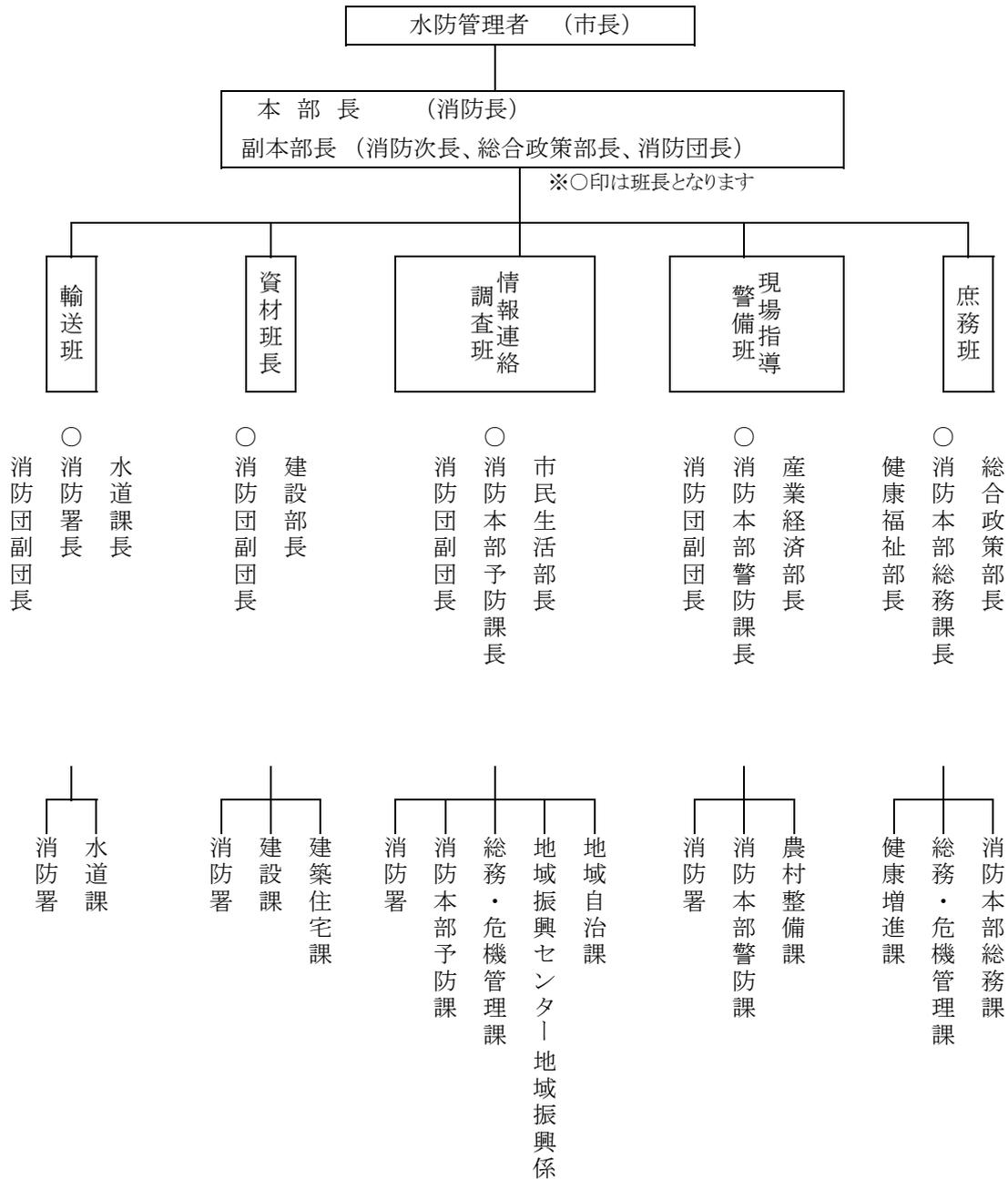
(1) 水防本部長は、水防本部を設置するときは水防計画の定めに従い、水防要員に対し非常招集を行うものとする。

(2) 水防要員は、停電、暴風等のため、水防信号の発信又はその聴取が困難と認めるときは状況に応じ別命を待たず出動するものとする。

(3) 水防本部各班長、分団長は、水防要員の招集を行ったときは、その集合状況を水防本部長に報告するものとする。

別表1 水防組織及び業務分担

1 水防組織



2 業務分担は次のとおり

- (1) 庶務班
 - ① 水防に関する予算経理に関する事項
 - ② 水防に関する企画文書の収発並びに保管に関する事項
 - ③ 水防資材の購入、非常炊出しに関する事項
 - ④ 被害統計並びに被害報告に関する事項
 - ⑤ 公用負担及び災害補償に関する事項
 - ⑥ 救急救護に関する事項
 - ⑦ 避難者の収容に関する事項

- (2) 現場指導
警備班
 - ① 警備員の配置に関する事項
 - ② 非常警備員の出動に関する事項
 - ③ 水防活動作業に関する事項
 - ④ 関係機関との連絡協調応援に関する事項
 - ⑤ 住民の水防活動作業に関する事項
 - ⑥ 警戒区域の設定避難救護に関する事項
 - ⑦ 水防その他警備に関する事項
 - ⑧ 水防作業の計画設計等に関する事項
 - ⑨ 水防作業の指揮監督監視に関する事項
 - ⑩ 水防作業の応急措置に関する事項

- (3) 情報連絡
調査班
 - ① 気象情報の収受に関する事項
 - ② 水防信号の発令、解除に関する事項
 - ③ 降雨量、水位観測に関する事項
 - ④ 一般市民に対する情報伝達に関する事項
 - ⑤ 隣接市町との連絡協調並びに応援に関する事項
 - ⑥ 被害状況の情報収集に関する事項
 - ⑦ 被害の実態調査に関する事項
 - ⑧ 公用負担の基礎調査に関する事項
 - ⑨ 水防作業用資材の調査に関する事項
 - ⑩ 関係機関との連絡に関する事項

- (4) 資材班
 - ① 水防資材器具の調達並びに備蓄に関する事項
 - ② 水防作業用土石等の接收地の選定に関する事項
 - ③ 水防作業用土石等の集積場所の設置に関する事項
 - ④ 水防作業用木竹類の伐採場所の選定に関する事項

- (5) 輸送班
 - ① 水防倉庫の資器材、その他必要物資の輸送に関する事項
 - ② 運輸業者との連絡、必要物資の輸送に関する事項
 - ③ 緊急時における土地の使用、その他工作物の処置に関する事項
 - ④ 避難救護、広報連絡、指導、調査等の必要車両の確保に関する事項

第3章 巡視等

1 平常時の巡視等

- (1) 建設課長は、河川、海岸、堤防、樋門等について平常巡視員を設け、随時巡視させ水防上危険があると認めるときは消防長に報告するものとする。
- (2) 農村整備課長は、ため池等について前号に準じ巡視させ、水防上危険であると認める個所があるときは、ため池管理者に連絡するとともに消防長に報告するものとする。
- (3) 樋門等の管理者は毎年出水時期に先立ち、門扉の操作等について点検を行わなければならない。

2 協議

- (1) 建設課長は、あらかじめ樋門等の管理者を定め、非常時の開閉について協議しておくものとする。管理区分については別表2のとおりとする。
- (2) 農村整備課長は、ため池等が増水したときの措置について、その管理者と協議しておくものとする。

別表2 樋門管理区分

番号	樋門等名	区名	管理	
			平常時	非常時
1	戸高川排水機場	平野	建設課	
2	その他の樋門	市内一円	消防団ほか	消防署・消防団ほか

第4章 通報連絡広報

1 県からの通報連絡

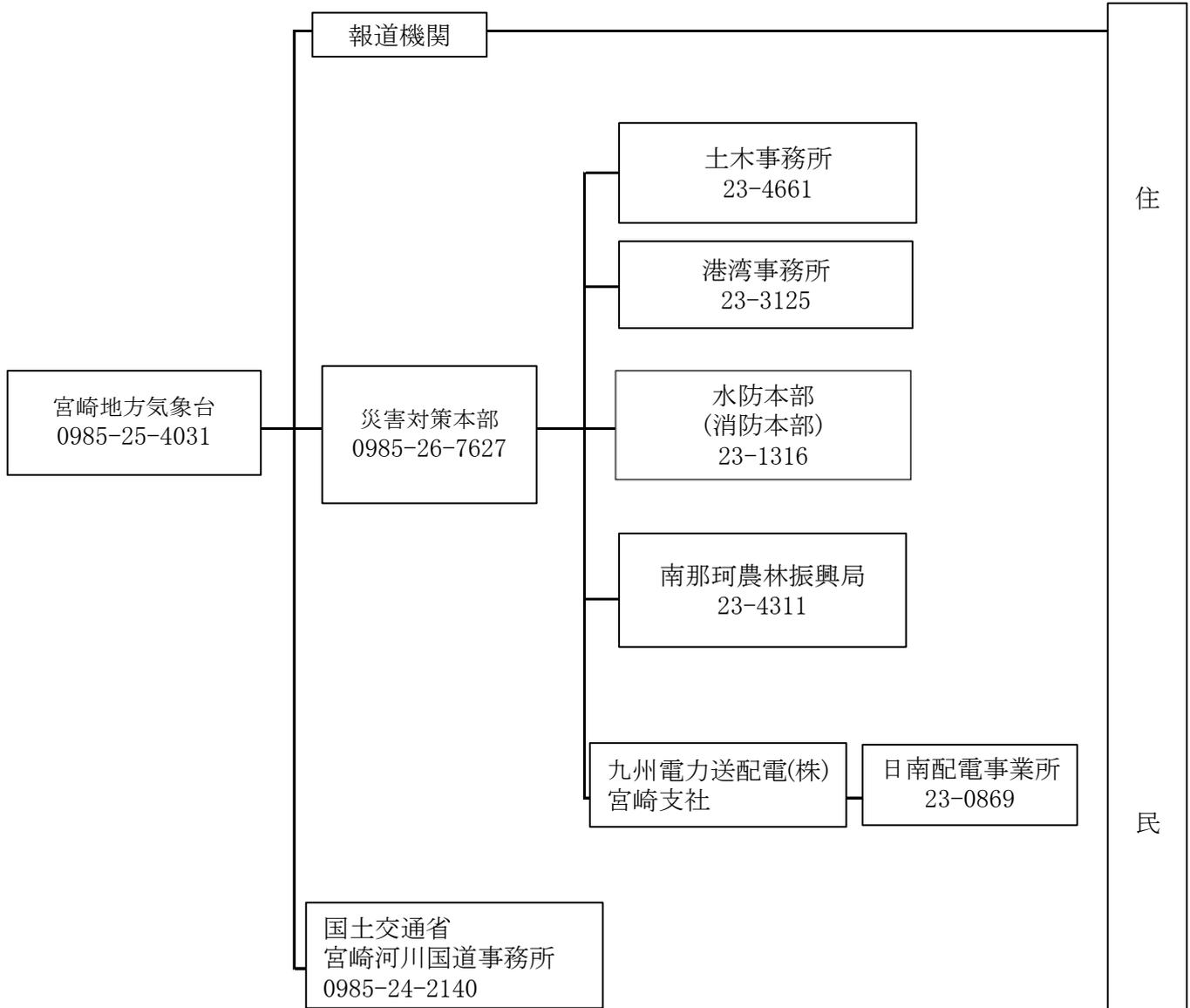
- (1) 県からの情報、警報、ダム放流対策の伝達系統は、別表3のとおりとする。
- (2) 日南ダム、広渡ダムの放流通報については、消防本部指令室から流域消防団に伝達する。

2 水防本部の通報連絡及び広報

- (1) 水防本部の通報連絡系統は、別表4のとおりとする。
- (2) 情報、警報、避難等の住民への広報系統は、別表5のとおりとする。

別表3

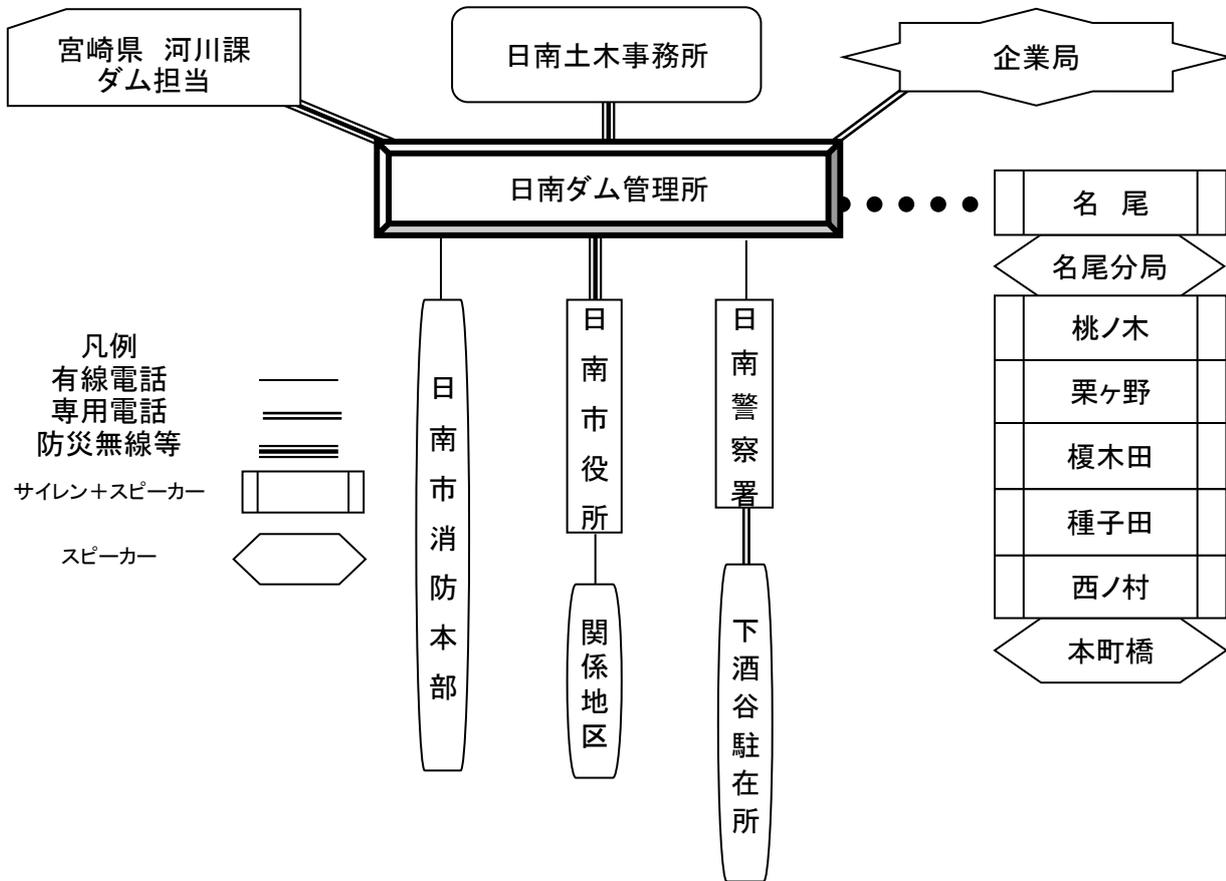
1 県からの情報伝達系統



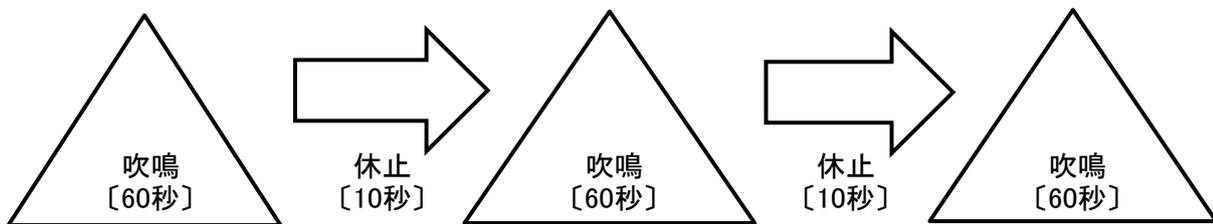
2 ダム放流伝達系統図

(1) 日南ダム

日南市大字酒谷名尾先
日南ダム管理所 TEL:26-1424

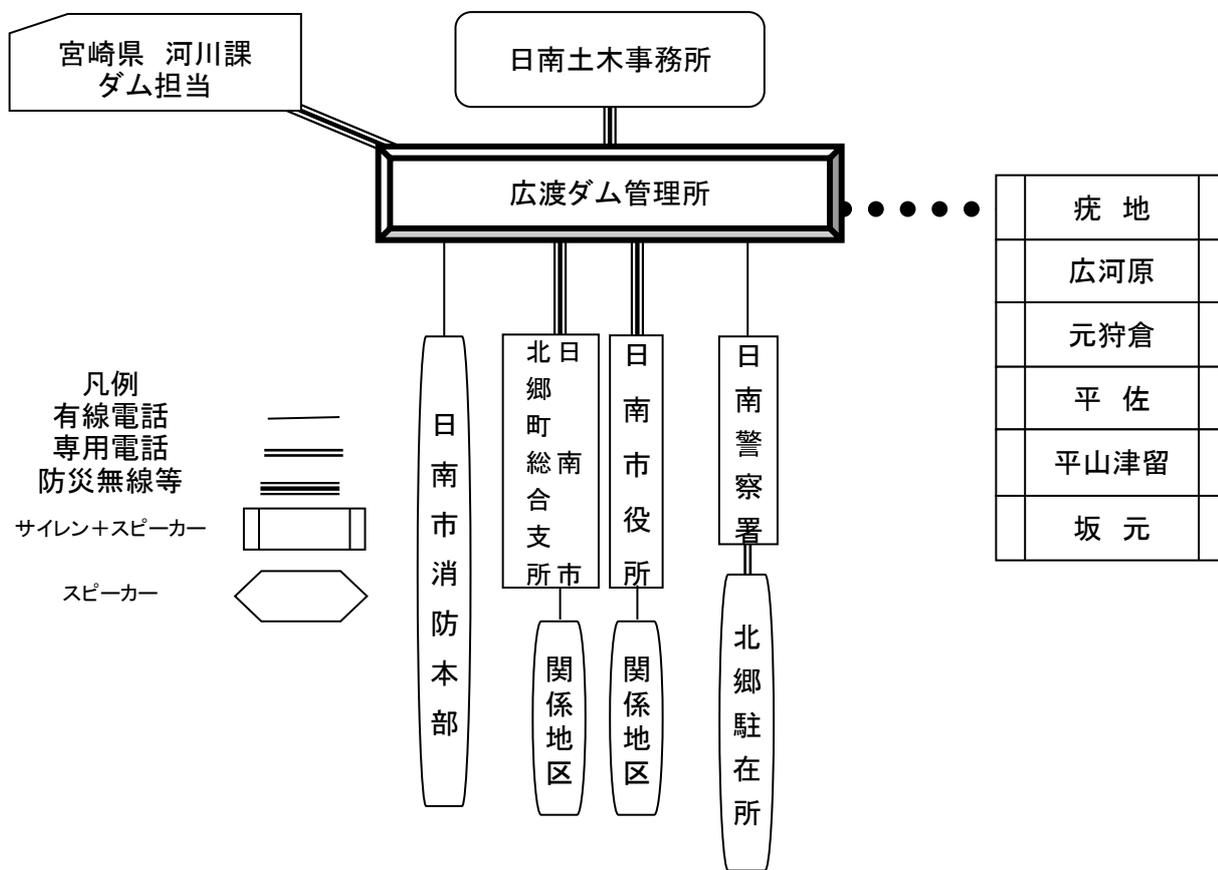


日南ダム放流時サイレン吹鳴方法

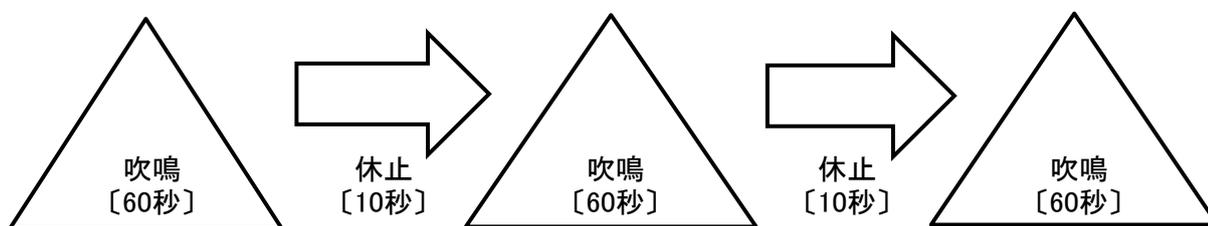


(2) 広渡ダム

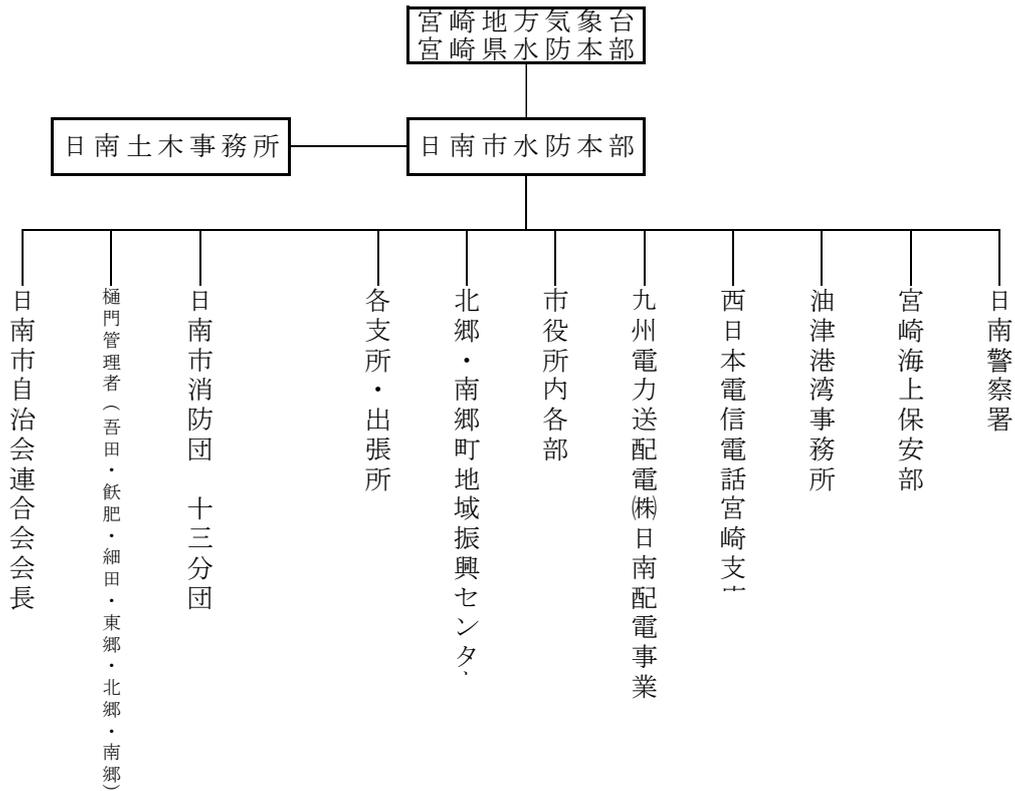
日南市北郷町北河内2854番地
 広渡ダム管理所 TEL:55-2922



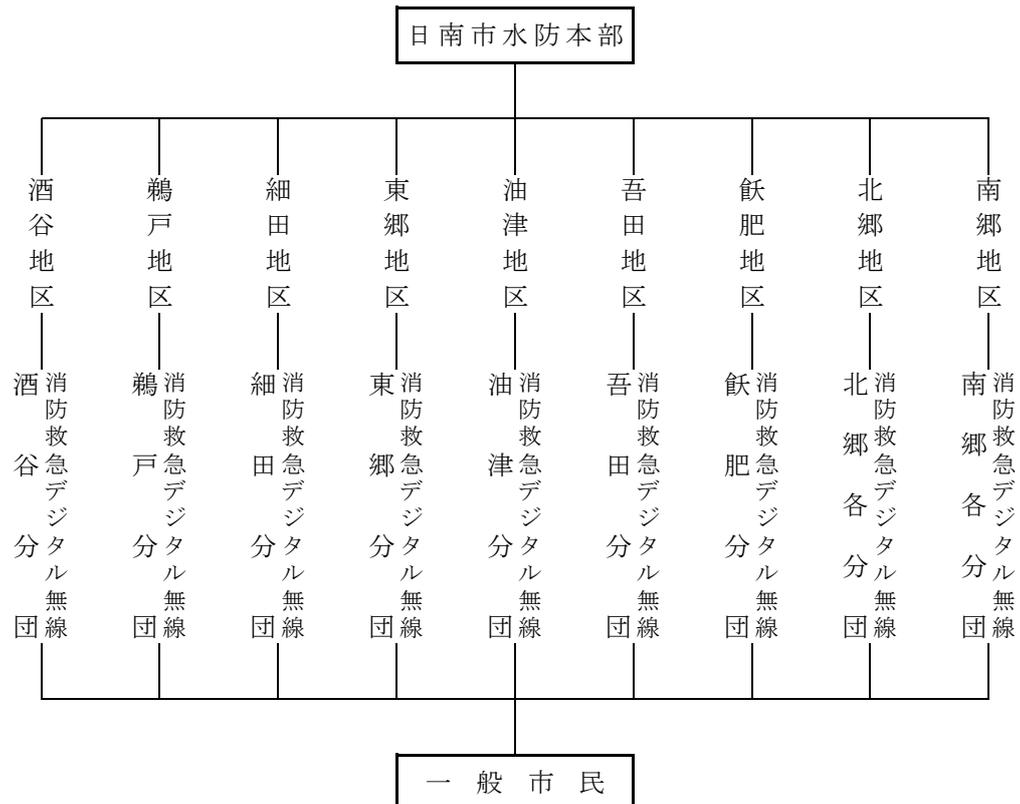
広渡ダム放流時サイレン吹鳴方法



別表4 通報連絡系統



別表5 情報、警報、避難等の住民への広報系統



第5章 水位、雨量及び潮位の通報等

1 水位の観測通報

水位は、別表6に基づき観測し、次の各号に該当するときは、その状況を水防関係者に通報しなければならない。

- (1) 水防団待機水位に達したとき
- (2) 氾濫注意水位に達したとき
- (3) 避難判断水位に達したとき
- (4) 氾濫危険水位に達したとき
- (5) 氾濫危険水位、避難判断水位から下がったとき

2 雨量の観測通報

雨量は宮崎地方气象台及び宮崎県日南土木事務所に連絡し、各河川流域の状況を常に把握するものとする。関係ある雨量観測所は、別表7のとおりとする。

3 潮位の観測通報

高潮のおそれのあるときは、宮崎地方气象台、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県油津港湾事務所に連絡をし、その状況を把握するものとする。関係ある潮位観測所は、別表8のとおりとする。

- (1) 水防団待機水位から氾濫注意水位までは1時間ごと、氾濫注意水位に達したときは、30分ごとに観測する。ただし、氾濫注意水位を超え、かつ、水位の上昇が急激なときは、時間を短縮して実施する。
- (2) 水位は、直ちに水防本部及び関係機関に通報するものとする。
- (3) 避難の目安となる水位は避難判断水位とする。
- (4) 洪水予報の発表基準
 - 〇〇川氾濫注意情報：基準地点の水位が氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表する。
 - 〇〇川氾濫警戒情報：基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるときに発表する。
 - 〇〇川氾濫危険情報：基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき発表する。
 - 〇〇川氾濫発生情報：洪水予報区間内で氾濫が発生したときに発表する。
- (5) 避難判断水位

市が行う高齢者等避難の発令の目安となり、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、避難指示を出すかどうかの最終判断は、氾濫危険水位に達し、今後の予想雨量水位の上昇状況を勘案して決定するものである。

別表6 水位観測場所と水位

河川名	観測所	場 所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位	観測担当
酒谷川 (洪水予報河川)	東光寺橋	吾 田	3.1m	3.5m	3.5m	3.8m	日南市消防署
酒谷川 (洪水予報河川)	本 町 橋	飫 肥	2.0m	2.3m	2.8m	3.5m	飫肥分団第5部
広渡川 (洪水予報河川)	東 郷 橋	東 郷	3.2m	3.6m	3.8m	4.1m	日南市消防署 東郷分団第1部
広渡川 (洪水予報河川)	谷之城橋	北 郷	4.7m	5.1m	5.3m	5.6m	北郷郷之原分団 第1部
細田川 (水位周知河川)	大堂津橋	細 田	1.1m	1.4m	1.4m	1.6m	細田分団第1部
潟上川 (水位周知河川)	宮之前橋	南 郷	1.9m	2.5m	2.8m	3.6m	潟上分団 第3部

別表7 指定雨量観測所

雨量観測所	所 在 地	電話番号	備 考
日南土木事務所	日南市戸高一丁目12-1	23-4661	

別表8 潮位観測所

潮位観測所名	所 在 地	観測員	電話番号	備 考
油津検潮所	日南市大筋18-2	宮崎地方 気象台	0985-25-4031	

第6章 水防活動

1 水防警報

水防警報を発令する河川、海岸、及び発令基準、発令者等、段階は別表9のとおりとする。

2 水防要員の出動準備及び出動

水防本部長は、次の場合水防要員に出動準備をさせ、又は出動させなければならない。

(1) 出動準備

- ① 別表9に定められた水防警報発令基準の水防団待機水位に達したとき。
- ② 洪水予報が発せられたとき、又は本水防計画に定められた氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。
- ③ 豪雨等により、破堤、堤防からの漏水又は崖崩れのおそれがあるとき。
- ④ 気象予報、洪水予報、水防警戒等により洪水又は高潮の危険が予想される時。
- ⑤ 津波警報が発表されるなど、必要と認められるとき。
- ⑥ その他水防上必要と認められるとき。

(2) 出動

- ① 別表9に定められた水防警報発令基準の氾濫注意水位に達した時。
- ② ため池、用排水路が危険であると認められるとき。
- ③ 堤防の漏水又は決壊のおそれがあるとき。
- ④ 津波注意報が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認められるとき。
- ⑤ その他水防上必要があるとき。

3 非常警戒

非常警戒は、水防本部を設置したとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、又はその他水防上必要があるときからこれに当たり、危険の早期発見とこれに対する応急措置を講ずるものとする。河川流域及び海岸等の非常警戒担当区域は、別表10のとおりとする。

4 水防施設及び資器材

水防倉庫の位置及び備蓄資器材は、別表11のとおりとする。

5 応急工作

堤防その他の施設が決壊し、応急工作を必要とするときは、所要の水防要員をもって被害が拡大しないよう努めるものとする。

6 水防標識等

水防要員の標章、優先通行、緊急通行の標識は、別表12のとおりとする。

7 避難のための立退き

(1) 避難の準備

避難準備情報を発する場合は、次のとおりとする。

- ① 大雨警報、暴風警報、洪水警報が発せられ、設置した観測所が避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。また、避難の準備を要すると判断されるとき。ただし、夜間に発するような状況であれば日没前に発令するものとする。
- ② 土砂災害発生予測情報により、各雨量観測所で2時間後に、土砂災害の危険性が高まる雨量に達すると予報されたとき。
- ③ 高潮警報が発令されたとき。
- ④ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。

※避難準備対象地域の災害時要援護者に対しては、高齢者等避難を発令する。

(2) 高齢者等避難

水防管理者は、気象等の情報及び洪水、津波又は高潮の危険の内容度合いの広報を行うとともに、必要に応じて避難のための高齢者等避難を発令するものとする。

- ① 設置した観測所が、洪水予報河川（広渡川及び酒谷川）においては、氾濫危険水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき、水位周知河川（細田川及び潟上川）においても同様とする。ただし、避難判断水位を超え、諸般の事情を考慮したときは高齢者等避難を発令することを妨げない。
- ② 土砂災害発生予測情報により、各雨量観測所で1時間後に土砂災害の危険性が高まる雨量に達すると予報されたとき。または、近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき。
- ③ その他、人命保護のため避難を要すると認めたとき。

(3) 避難指示

水防管理者は、洪水、津波又は高潮による等により著しい危険が切迫しているとき、避難のための立ち退き避難指示を発令するものとする。

- ① 氾濫危険水位を越え、さらに水位が上昇する恐れがあるとき。
- ② 土砂災害発生予測情報により、土砂災害が起きる雨量に達したとき。
- ③ 高齢者等避難状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。
- ④ その他緊急に避難する必要があると認められるとき。
- ⑤ 避難所は別表13のとおりとする。

※分団長又は部長は、危険が切迫し、水防管理者の避難指示を待つ時間がないときは、独自の判断により必要な措置を講じ、住民の安全を図るものとする。

(4) 警察署長への通報

- ① 水防管理者は、避難のため立ち退きを指示する場合は、その区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- ② 前号により分団長、部長が措置する場合、前記に準じ通知するものとする。

(5) 避難の指示の伝達

- ① 避難のため立ち退きを指示した場合は、直ちに避難を必要とする区域の者に伝達しなければならない。
- ② 避難のための立ち退きの指示の伝達は、サイレン、消防デジタル無線、自主防災部長へ電話又は、広報車により広報を行う。

(6) 高齢者等避難及び避難指示の伝達区分

高齢者等避難及び避難指示の伝達区分は、別表14のとおりとする。

8 輸送

輸送は市有車両をもって充て、必要に応じ消防車及び避難用舟艇を用い、緊急やむを得ないときは、民間に協力を求め輸送するものとする。車両、舟艇等については、別表15のとおりとする。

9 応援要請

(1) 他の水防管理団体への応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、法第23条に基づき、他の水防管理者又は、市町村長若しくは、消防長に対し応援を求めるものとする。

(2) 警察への応援要請

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。

(3) 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防のため必要と認めるときは、宮崎県知事に対し自衛隊の出動を要請するものとする。

10 水防信号

水防信号は、別表16のとおりとする。

11 災害の連絡、報告

(1) 水防管理者は、次の場合、宮崎県日南土木事務所(河川、海岸関係)又は宮崎県油津港湾事務所(港湾関係)に連絡するものとする。

- ① 水防要員が出動したとき。
- ② 水防作業を開始したとき。

(2) 用排水、ため池の管理者は次の場合、直ちに水防本部長及び宮崎県南那珂農林振興局長に連絡するものとする。

- ① 用排水、ため池が危険な状態にあるとき。
- ② 用排水、ため池に異常が発生したとき。

(3) 水防管理者は次の場合、別表17のとおり宮崎県水防本部長(宮崎県日南土木事務所長又は油津港湾事務所長経由)に報告するものとする。

- ① 関係河川、海岸、堤防、水門、樋門、ため池等の平常時の巡視において水防上危険であると認める箇所を発見したとき。
- ② 水防本部を設置したとき。
- ③ 堤防その他の施設が決壊したとき(この場合、する方向の水防管理者に連絡するものとする。)
- ④ 水防本部を解散したとき。
- ⑤ その他水防上特に必要があるとき。

別表9 水防警報発令基準

1 河川

河川名	指定水位 観測所	水防団待機水位 (水防本部設置)	氾濫注意水位 (団員警戒配置)	避難判断 水位	氾濫危険 水位	水防警報 発令者
酒谷川	東光寺橋	3.1m	3.5m	3.5m	3.8m	宮崎県知事 (担当) 日南土木事務所 23-4661
酒谷川	本町橋	2.0m	2.3m	2.8m	3.5m	
広渡川	東郷橋	3.2m	3.6m	3.8m	4.1m	
広渡川	谷之城橋	4.7m	5.1m	5.3m	5.6m	
細田川	大堂津橋	1.1m	1.4m	1.4m	1.6m	
潟上川	宮之前橋	1.9m	2.5m	2.8m	3.6m	

2 海岸

海岸名	観測所	水防警報発令者
日南市沿岸全域	油津検潮所	宮崎県知事 (担当) 油津港湾事務所

別表 10 非常警戒担当区域

○日南地区

	地区	管轄部	警戒担当区域	警戒を必要とする区域
消	飫肥地区・正副分団長	1 部	本町、前鶴、十文字小川、大手、新町	酒谷川本町橋付近左岸及び下流左岸 稲荷橋下流左岸
		2 部	板敷	飛ヶ峯川流域
		3 部	今町	酒谷川今町橋付近左岸及び飛ヶ峯川流域
		4 部	吉野方	山本橋上流右岸、畦の丸、永吉、西の村
		5 部	楠原	酒谷川、大根川合流点上流右岸
防	油津地区・正副分団長	1 部	海岸通り	大節海岸から海岸一帯
		2 部	材木、春日、岩崎 梅ヶ浜、木山、園田	堀川付近一帯 梅ヶ浜一帯、高樋堤防付近、花峯水門付近
団	吾田地区・正副分団長	1 部	向原	酒谷川今町橋付近右岸及び星倉橋付近両岸
			宮ノ前	酒谷川星倉付近
		2 部	西弁分	沼川流域両岸
			一里松	一里松一帯
及	東郷地区・正副分団長	1 部	殿所	広渡川東郷橋右岸及び殿所峠付近
		2 部	松永	広渡川松永橋付近左岸及び福谷川流域
		3 部	益安	区一円
		4 部	風田	区一円
			平山	丸山海岸及び平山三叉路丸山間
5 部	甲東、乙東	区一円		
副	酒谷分団・正副分団長	1 部	向田、桜馬場	
		2 部	鯛ノ子、永野	酒谷川両岸一帯
		3 部	秋山、名尾ノ下、深瀬、白木俣	
団	細田分団・正副分団長	1 部	大堂津	脇ヶ浜一帯、細田川河口、大堂津橋付近
		3 部	下方	法ノ瀬橋付近、塩鶴
		4 部	毛吉田	堂地橋、木ノ下橋、下毛吉田、支所前付近
		5 部	萩ノ嶺	区一円
		6 部	塚田	区一円
		7 部	大窪	区一円
		長	鵜戸分団・正副分団長	1 部
2 部	富士			沿岸一帯及び国道
3 部	宮浦			沿岸一帯及、国道及び小弥太郎付近
	小目井			
4 部	伊比井	沿岸一帯及び国道		

○北郷地区

	地区	管轄部	警戒担当区域	警戒を必要とする区域
消 防 団 長 及 び 副 団 長	北郷 大藤 分団・正 副分団長	1 部	内之田	広渡川流域
		2 部	大藤	〃
		3 部	倉迫	〃
	北郷 郷之原 分団・正 副分団長	1 部	中郷 (伊十川、中央太夫、常明寺)	〃
		2 部	上郷 (一之瀬、宮鶴、年見、猪八重)	〃
		3 部	下郷 (立野、新町、鶉之木、蓑崎)	〃
	北郷 北河内 分団・正 副分団長	1 部	本河内(坂元、昼野)	〃
		2 部	本河内(平佐)	〃
		3 部	小河内(田代、黒荷田、大戸野、山飯屋、 宿野、谷合、河原谷、曾和田)	〃

○南郷地区

	地区	管轄部	警戒担当区域	警戒を必要とする区域
消 防 団 長 及 び 副 団 長	南郷 中央 分団・正 副分団長	1 部	目井津、大島	沿岸一帯
		2 部	栄 松	〃
		3 部	中央町	〃
	榎原 分団・正 副分団長	1 部	津屋野、谷之口	南郷川流域
		2 部	上中村	〃
		4 部	中講、下講	〃
		5 部	上講、札之尾	〃
	潟上 分団・正 副分団長	1 部	贅波、夫婦浦	沿岸一帯
		2 部	外之浦	〃
3 部		潟 上(上・中・下)	潟上川流域	

別表11 水防倉庫と備蓄場所及び備蓄資器材

1 水防倉庫の位置

名 称	所 在 地	構 造	面 積	備 考
中央水防倉庫	大字殿所2026番地9	鉄骨コンクリート	356.21㎡	消防本部
細田水防倉庫	毛吉田1023-1	鉄骨スレート	24㎡	細田4部裏
南郷町水防倉庫	南郷町南町8-2	鉄骨スレート	38㎡	消防署南郷出張所
北郷町水防倉庫	北郷町郷之原乙1608	鉄骨コンクリート	152㎡	消防署北郷出張所

2 備蓄資器材

備蓄場所	防水シート	スコップ	土のう袋	鋼杭 1.5m	丸太 2.0m	鉄線 kg	てみ	なわ	土のう
中央水防倉庫	102	108	700	120	100	20			500
細田水防倉庫	2	10	200	20	100			1	200
南郷町水防倉庫	20	59	3,500	102	99	40			0
北郷町水防倉庫	3	22	1,600	30	90			3	210
計	127	199	6,000	272	389	60	0	4	910

備蓄場所	土のう袋	丸太 2.0m	ロープ	かま	掛矢	備考
鵜戸第3部格納庫	500	70	5		3	スコップ20 土のう200個 鋼杭20 防水シート1 1輪車2
酒谷第2部格納庫	300	50	1		3	コップ5 土のう200個 ハンマー1 一輪車2 防水シート11 鋼杭30 パール1 砂有り
栄松備蓄倉庫	1,700					防水シート25 スコップ11 鋼杭 20 土のう 200 砂有り
計	2,500	120	6	0	6	

備蓄場所	鉦	鋸	鎌	斧	山鋏	鉄線鋏	ハンマー	掛矢	蛸槌	一輪車	照明灯	クッパ	こぼれ鉦
中央水防倉庫	36	25	0	12	27	3	9	18	3	3	4	2	28
細田水防倉庫							2			2			
南郷町水防倉庫	3		5	1	7		2	3		8	4	2	
北郷町水防倉庫				1			1	4		2			
計	39	25	5	14	34	3	14	25	3	15	8	4	28

別表12 水防標識等

1 水防要員の標章

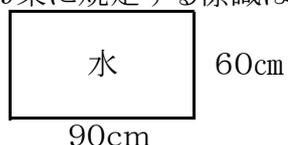
水防に従事する職員は、図示の腕章を左腕につけるものとする。



2 優先通行及び緊急通行の標識

法第18条、第19条に規定する標識は次のとおりである。

(1) 標識(昼間)



(2) 標灯(夜間)



(注) 白地の生地に水の文字は赤とする。

別表 1 3

1 風水害時の避難場所

地区	NO	名称	高齢者等避難	避難指示	土砂災害対応避難所	想定最大規模の水害対応避難所の	行政区	電話番号	FAX	特別公衆電話	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
飩肥	1	山ノ口公民館			○	○	山ノ口				60			自治会長
	2	国際交流センター小村記念館	○	○	○	○	大手	25-1905			285			市長
	3	楠原公民館			×	○	楠原				30			自治会長
	4	飩肥公民館			○	×	鳥居下	25-1474	21-2035	○	250	○		市長
	5	十文字公民館			○	○	十文字				60	○		自治会長
	6	飩肥小学校		○	○	○	大手	25-1177	25-1178		250			校長
	7	飩肥中学校		○	○	○	十文字	25-1181	25-1182		370			校長
	8	原之迫営農研修センター			○	○	原之迫				100			自治会長
	9	今町公民館			○	×	今町				80			自治会長
	10	糺公民館			○	○	板敷1区				40			自治会長
	11	上飛ヶ峯公民館			○	○	板敷1区				40			自治会長
	12	上板敷公民館			○	○	上板敷				50			自治会長
	13	下板敷研修センター			×	○	下板敷				90	○		自治会長
	14	日南振徳高校			○	○	板敷1区	25-1107	25-1214		490			校長
	15	永吉公民館			×	○	永吉				70			自治会長
	16	倉掛営農研修センター			○	○	倉掛				60			自治会長
	17	西ノ村集落センター			○	×	西ノ村				60	○		自治会長
	18	旧吉野方小学校			○	○	徳之峯		25-1040		220			ヒューマンネットワーク22
	19	瀬田尾公民館			○	○	瀬田尾				40			自治会長
	20	中角研修センター			○	○	中角				50	○		自治会長
吾田	21	向原公民館			○	×	向原				100			自治会長
	22	日南高校		○	○	○	向原	25-1669	25-4094		830		○	校長
	23	釈迦尾ヶ野公民館			○	×	釈迦尾ヶ野				70	○		自治会長
	24	日南市中央共同調理場			○	○	南平	23-1001	23-1002		50			教育長
	25	二の丸団地区公民館			×	○	二の丸団地				70	○		自治会長
	26	多目的体育館	○	○	○	◎	殿所	22-5050	22-5797		1300		○	教育長
	27	星倉山瀬公民館			○	×	星倉山瀬				120			自治会長
	28	わかすぎ保育園			○	◎	星倉山瀬	23-5565	23-6263		50			社会福祉法人裕愛会
	29	吾田東小学校			○	◎	星倉山瀬	23-3442	23-5594		350	○		校長
	30	吾田小学校			○	○	戸高山瀬	23-1129	23-1120		350			校長
	31	吾田中学校			○	●	中央区	23-1139	23-1130		530			校長
	32	日南学園高校			○	●	中央区	23-1311	23-1313		520			校長
	33	文化センター		○	○	◎	横通	23-4830	(総務課)		200			市長・教育長
	34	ふれあい健やかセンター		○	○	●	横通	31-0294	31-0288	○	400	○	○	市長
	35	日後谷公民館			×	×	日後谷				130	○		自治会長
	36	後河内公民館			○	○	後河内				70	○		自治会長
	37	クリーンセンター管理棟			○	○	中隈谷	27-0255	22-4693		50			市長
	38	上隈谷公民館			×	○	上隈谷				50			自治会長
	39	中隈谷公民館			×	○	中隈谷				60			自治会長
	40	下隈谷公民館			×	○	下隈谷				80			自治会長

※「高齢者等避難」「避難指示」の欄につきましては、○印のついている避難所（施設）を優先して開設します。

○印がついていない避難所（施設）は状況に応じて開設します。

※土砂災害対応避難所の欄

避難所で土砂に関する災害に対応可能な避難所

○	土砂災害警戒区域外または鉄筋コンクリート造等の 強固な構造を備えている施設
×	土砂災害警戒区域内で 強固な構造を備えていない施設

※想定最大規模の水害対応避難所の欄

想定最大規模の水害の浸水想定区域や浸水深に対応できる避難所

○	使用可能
◎	2階以上のみ使用可能
●	3階以上のみ使用可能
×	使用不可

地区	NO	名称	高齢者等避難	避難指示	土砂災害対応避難所	想定最大規模の水害対応避難所	行政区	電話番号	FAX	特別公衆電話	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
吾田	41	小山保育園			○	×	上平野	23-2081	23-2081		110			仁和福祉会
	42	桜ヶ丘小学校			○	○	桜ヶ丘	22-2709	24-0947		300			校長
油津	43	油津小学校			○	◎	園田	23-5241	23-5242		290			校長
	44	生涯学習センターまなびピア	○	○	○	◎	木山	23-3777	23-3778	○	880	○	○	市長
	45	旧桜ヶ丘保育所			○	◎	瀬西	22-2701	22-2701		50	○		市長
	46	津の峯団地集会所		○	○	○	上町				140	○		自治会長
	47	テクノセンター			○	◎	園田	23-9963	23-9963		150	○		市長
	48	油津中学校			○	○	梅上	23-1149	23-1140		330			校長
	49	高等水産研修所			○	○	西町	22-2058	22-2243		170	○		所長
50	下東公民館			×	○	下東				30			自治会長	
東郷	51	松永集落センター			×	×	松永				190	○		自治会長
	52	殿所営農研修センター			○	×	殿所				120	○		自治会長
	53	東郷小中学校(小学校)			○	◎	乙東	23-1478	24-0946		220			校長
	54	東郷公民館	○	○	○	×	乙東	23-6218	23-6218	○	110	○		市長
	55	益安改善センター			×	×	益安	23-4885			160	○		自治会長
	56	平山区自治公民館			○	○	平山	23-6085			110	○		自治会長
	57	サンライフ日南		○	○	○	風田	24-0567			160			市長
	58	風田区交流センター			○	○	風田				200			自治会長
59	日南くろしお支援学校			○	○	風田	23-9212	23-9207		250			校長	
細田	60	寺村公民館			○	○	寺村				60			自治会長
	61	大窪小学校			○	○	仮屋	28-1090	28-1200		210			校長
	62	通水営農研修センター			○	○	通水				60			自治会長
	63	仏坂公民館			○	○	仏坂				30			自治会長
	64	上塚田集落センター			○	○	上塚田				70	○		自治会長
	65	下塚田公民館			○	○	下塚田				50			自治会長
	66	西寺研修センター			○	○	西寺				90	○		自治会長
	67	細田小学校			○	○	川下	27-0520	27-2660		210			校長
	68	下毛吉田営農研修センター			○	○	下毛吉田				70			自治会長
	69	都市農村交流センター	○	○	○	○	上方	27-0014		○	240	○		市長
	70	細田中学校			○	○	上方	27-0497	27-2497		310			校長
	71	下方営農研修センター			○	×	下方				90	○		自治会長
	72	塩鶴営農研修センター			×	○	塩鶴				50			自治会長
	73	大堂津小学校			○	○	大堂津1区	27-0009	27-2661		280			校長
	74	大堂津地域交流センター	○	○	○	○	大堂津2区				140			市長
75	大堂津津波緊急避難施設			○	○	大堂津3区							市長	

地区	NO	名称	高齢者等避難	避難指示	土砂災害対応避難所	想定最大規模の水害対応避難所	行政区	電話番号	FAX	特別公衆電話	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
鶴戸	76	小吹毛井公民館			○	○	小吹毛井				40	○		自治会長
	77	鶴戸公民館			○	○	鶴戸				80			自治会長
	78	旧鶴戸小学校		○	○	○	鶴戸				220			市長
	79	鶴戸小中学校			○	○	宮浦	29-1150	29-1113		250	○		校長
	80	鶴戸支所	○	○	○	○	宮浦	29-1515	21-6004		180	○		市長
	81	小目井公民館			○	○	小目井				40			自治会長
	82	富士集落センター			○	○	富士				70	○		自治会長
	83	伊比井営農研修センター			×	○	伊比井				100			自治会長
酒谷	84	上白木俣公民館			×	○	酒谷10区				20			自治会長
	85	石原公民館			○	○	酒谷7区				20			自治会長
	86	名尾ノ下公民館			×	×	酒谷7区				30			自治会長
	87	秋山公民館			×	○	酒谷6区				40			自治会長
	88	旧酒谷中学校		○	○	◎	酒谷6区				330			市長
	89	酒谷小学校			○	◎	酒谷6区				270			市長
	90	西ノ園公民館			×	×	酒谷3区				70			自治会長
	91	生活改善センター(酒谷支所)	○	○	○	×	酒谷2区	25-1810	21-2016	○	120	○		市長
	92	向田公民館			○	○	酒谷4区				80			自治会長
	93	酒谷1区研修センター			○	○	酒谷1区				40	○		自治会長

地区	NO	名称	高齢者等避難	避難指示	土砂災害対応避難所	想定最大規模の水害対応避難所	行政区	電話番号	FAX	特別公衆電話	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
北郷	94	さくらアリーナ	○	○	○	◎	一之瀬	55-2897			950		○	市長
	95	北郷小中学校			○	◎	一之瀬	55-2014			300	○		校長
	96	北郷福祉センター			○	×	鶉之木				261			市長
	97	内之田公民館			○	×	内之田				50	○		公民館長
	98	倉迫公民館			○	×	倉迫				70	○		公民館長
	99	大藤公民館		○	○	○	大藤				230	○		公民館長
	100	立野公民館			×	×	立野				60	○		公民館長
	101	新町公民館		○	○	×	新町				70	○		公民館長
	102	養崎公民館			○	×	養崎				30	○		公民館長
	103	伊十川公民館			○	○	伊十川				20	○		公民館長
	104	中央公民館		○	○	○	中央				40	○		公民館長
	105	太夫公民館			○	○	太夫				50	○		公民館長
	106	常明寺公民館			○	○	常明寺				50	○		公民館長
	107	宮鶴公民館			○	×	宮鶴				20	○		公民館長
	108	年見公民館			○	○	年見				30	○		公民館長
	109	坂元山振公民館		○	○	○	坂元				260	○		公民館長
	110	昼野公民館			○	○	昼野				50	○		公民館長
	111	平佐公民館			○	○	平佐				30	○		公民館長
112	宿野公民館			○	○	宿野				40	○		公民館長	
113	谷合公民館			○	○	谷合				30	○		公民館長	
114	田代生活改善センター			○	○	田代				50	○		公民館長	
115	大戸野公民館			×	○	大戸野				40	○		公民館長	

地区	NO	名称	高齢者等避難	避難指示	土砂災害対応避難所	想定最大規模の水害対応避難所の	行政区	電話番号	FAX	特別公衆電話	収容人数	炊出施設	非常用電源	管理責任者
南郷	116	南郷小学校		○	○	◎	中央町	64-0040	64-4550		350	○		校長
	117	南郷中学校		○	○	○	中央町	64-0223	64-4552		430	○		校長
	118	西町体育館		○	○	○	中央町	64-3949		○	370			教育長
	119	南郷スタジアム			○	○	中央町	64-3341	64-3351		140		○	市長
	120	B&G海洋センター体育館			○	○	目井津	64-4322			390			所長
	121	大島アドベンチャーキャビン		○	○	○	目井津	64-4532			90	○		市長
	122	南郷健康福祉センター			×	×	栄松	64-2008	64-4835		490	○		市長
	123	脇本集落センター			○	○	脇本				80	○		館長
	124	湯上小学校		○	○	○	脇本	64-0228	64-4551		250	○		校長
	125	大迫研修施設			○	○	湯上中	無			50	○		館長
	126	伊崎野多目的研修施設			○	○	湯上中	無			50	○		館長
	127	口ヶ野研修施設			○	○	湯上中	無			30	○		館長
	128	笹ノ久保営農研修施設			○	○	湯上上	無			30	○		館長
	129	大牟礼研修施設			○	○	湯上上	無			40	○		館長
	130	南郷ハートフルセンター	○	○	○	○	外浦	64-0310	64-0930	○	290	○	○	教育長
	131	外浦自治公民館			○	○	外浦	64-3546			200	○		館長
	132	鷺波地区集落農事集会所			×	○	鷺波	無			80	○		館長
	133	夫婦浦漁民研修施設			×	○	夫婦浦	無			50	○		館長
	134	榎原小学校		○	○	○	上講	68-1007	68-1591		260	○		校長
135	榎原中学校			○	○	上講	68-1004	68-1592		70			校長	
136	榎原地区公民館・体育館	○	○	○	○	上講	68-1111	68-1035	○	540	○		館長	
137	上講集会所			○	○	上講	68-1457			100	○		館長	
138	中講担手研修施設			○	○	中講	68-1217			70	○		館長	
139	札之尾地区ふれあいセンター			○	○	札之尾	無			50	○		館長	

※ 各学校については、体育館（榎原中学校は多目的室）における収容人数とする。

収容人数＝概ね収容可能な面積÷2（1人当たり2㎡にて積算）

※ 特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができます。

別表14 高齢者等避難及び避難指示の伝達区分

避難指定	予 想 危 険	地 区
第一次 避難区	河川による浸水の 予想される区	東光寺区、殿所区、川向区
	内水による浸水の 予想される区	中央区(吾田中学校付近、日南学園南側) 釈迦ヶ野区(中河原街公園)、向原区(白岸公園付近)、楠原 区(楠原市営住宅)益安区、前鶴区、松原区、潟上下区
第二次 避難区	その他の区	市内全区(第一次避難区以外)

- 備考 1 自主防災部長(自治会長)、消防団長、分団長、部長に電話で連絡する。
 2 日南市、消防署、消防団の車両で広報し区住民に伝達する。
 3 特に危険が迫った時は、区ごとにサイレンを吹鳴し区住民に伝達する。

別表15 緊急時に必要とする市有の輸送車両及び舟艇

必要車両	台数	連 絡 先	内 訳
トラック	6	市	美化推進課 4、水道課 1、消防署 1
緊急車両	4	市	(人員輸送)長寿課、福祉課、生涯学習課 (緊急車両) 総務・危機管理課
緊急車両	14	消 防 署	救急車 4、指揮車 1、消防車 8、救助工作車 1
緊急車両	50	消 防 団	ポンプ車 11、積載車 37、指揮車 1、水槽付ポンプ車 1
舟 艇	12	消 防 署	ゴム製(25馬力船外機付) 2艇 折りたたみ式 10艇

別表16 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、次のとおりである。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号	説 明
第1信号 警戒信号	○休○休○休	約5秒 約15秒 (休み) 約5秒	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。幹部は出動し資材点検、樋門等開閉準備を行う。
第2信号 出動信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 (休み) 約5秒	水防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。
第3信号 協力信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 (休み) 約10秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
第4信号 避難信号	乱 打	約1分 約5秒 (休み) 約1分	必要と認める区域内的の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険がなくなった時は、口頭伝達により周知するものとする。

別表17 水防活動報告書

(日南土木事務所経由)

宮崎県水防本部長 殿

令和 年 月 日

水防管理者

管理団体名	指定・非指定の別								報告年月日	令和 年 月 日						
台風名又は豪雨名	水防実施時の天候															
水防実施箇所	川 岸								管理団体	県支出分		合計				
	地点 m									円	円		円			
期 日									活動費	使用資材	主要資材		円		円	
出動人員数	水防要員	消防要員	その他	計	人	人	人	人		その他資材						
										小計						
水防作業の概要及び工法										機械等損料	()		()		()	
										食糧費						
										出動手当等						
水防の効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	主要資材	資材名	数量	経費	数量	経費	数量	経費
		m	ha	ha	戸	m	m	人								
洪水の増減の状況	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人								
		m	ha	ha	戸	m	m	人								
他の団体からよりの応援状況	堤防又は護岸天端から下方へ								時刻							
	メートル															
警察援助状況									その他資材	()		()		()		
									水防法第28条公用負担下命の状況	使用物件の種類	員数		補償金額			
居住者の出動状況									立ち退きの状況及び指示した理由							
水防活動者の交替状況									水防功労者の氏名、年齢所属及びその功績概要							
現場指揮者の氏名									堤防その他施設の有無及び緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況							
水防関係者の死傷									水防活動に関する自己判断							
									備考							

- (注) 1 各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 各水防団体は、所管内土木事務所長に箇所ごとに報告書を3部提出すること。
 3 機械等損料は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段()書には水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を内書きで記入すること。
 4 「使用資材」は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、鉤籠、置石とし、「その他資材」は、主要資材以外の使用額を記入し、上段()には、土、砂、砂利の使用額を内書で記入すること。

第7章 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は高潮等のおそれなくなったとき、その他水防上危険がなくなったときは、これを一般に周知するものとする。

第8章 公用負担

1 公用負担

法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は次の権限を行使するものとする。なお、この公用負担の命令権は必要に応じ、これを消防団分団長に委任するものとする。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他資材の使用又は収用
- (3) 車両、その他の運搬用機具を使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限

公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を携帯し、必要な場合はこれを示すとともに証票を2通作成し、その内1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡して行うものとする。公用負担命令権限証明書及び公用負担証明書は別表18のとおりとする。

別表 1 8 公用負担命令権限証明書及び公用負担証明書

1 公用負担命令権限証明書

<p>公用負担命令権限証明書</p> <p>〇〇水防団 〇〇分団 (部) 長</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○</p> <p>上記の者は〇〇地域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限 行使を委任したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇 〇市 (町、村) 長</p> <p style="text-align: right;">○ ○ ○ ○ 印</p>	<p>6cm</p>
<p>9cm</p>	

2 公用負担証明書

<p>公用負担証</p> <p style="text-align: right;">公負第 号</p> <p>目的物 種類</p> <p>負担内容 使用 収用 処分等</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇 〇市 (町、村) 長</p> <p style="text-align: center;">事務取扱者 ○ ○ ○ ○ 印</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ 殿</p>	<p>14cm</p>
<p>20cm</p>	

第 9 章 費用負担等

1 応援を受ける場合の費用

法第 23 条に基づき他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に応援を受けるために要する費用は本市が負担するものとする。

2 損失補償

法第 28 条に基づき、公用負担の権限を行使した場合、この権限の行使により損失を受ける者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 10 章 水防訓練

1 法第 32 条の 2 の規定による水防訓練は、次の基準により訓練実施要領を定め実施するものとする。

(1) 訓練実施時期

5 月～6 月の間に行うものとする。

(2) 訓練項目

- ① 観測訓練(水位、潮位、雨量、風速)
- ② 通報訓練(電話、無線、伝達)
- ③ 動員訓練(水防要員、消防団の動員)
- ④ 輸送訓練(資材、器材、人員)
- ⑤ 工法訓練(各水防工法)
- ⑥ 樋門等操作訓練
- ⑦ 避難、立退き訓練(危険区域居住者の避難)
- ⑧ その他

2 法第 32 条の 3 に基づき、津波災害警戒区域に係る水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

発行/宮崎県日南市

編集/消防本部警防課 TEL0987-23-7584

〒889-2524 日南市大字殿所 2026 番地 9